

●香川県告示第391号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、詫間加入区について、平成29年香川県告示第289号による保険に付すべき義務は、令和3年9月28日限り消滅したので、告示する。

令和3年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造